

令和2年第4回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和2年4月24日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後1時50分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	2名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	欠	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	—
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	齊藤 克美	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	—
	4	須川 朋和	○	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	—
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	—
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	—	推9	岩崎 喜久夫	—
	7	長谷川 隆	欠	推2	木口 和久	—	推10	高橋 八夫	—
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	—	推11	町田 貴	—

※農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため不参加。

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
<p>開 会</p> <p>日程第 1 議事録署名人及び書記の 指名について</p> <p>日程第 2 第 10号議案 農地法第 3 条の規定による 許可申請について</p>	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和 2 年第 4 回農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は 13 名中 11 名です。定足数に達していますので、総会は成立いたします。 なお、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言により、農地利用最適化推進委員の皆様には書面でご確認いただき、総会への参加を見送らせていただきましたのでご報告いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
	議 長	<p>日程第 1 の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定により議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、8 番 萩原康広委員、9 番 松本由紀子委員にお願いします。 書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。</p>
	※事前配布資料	<p>続きまして、日程第 2 に入ります。 第 10 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。 6 番坂本委員については、議事参与の制限に該当しますので別室で待機をお願いします。 〔坂本委員退室〕 関連がありますので、1 番 2 番を一括で審議したいと思います。事務局より事前に説明資料が配布されていると思いますので、質疑から入りたいと思います。</p> <p>※申請地につきましては、議案書 3 ページから 6 ページの位置図・付近の状況図をご確認ください。 本案件は、受人と渡人の農地の交換になります。両者の親同士が口頭での交換により互いの農地を</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>		<p>耕作しておりましたが、今回正式に名義を変更したいとのことです。20年以上前から耕作しておりますので、時効取得とも取れますが、両者合意のもとで申請がありましたので受理しました。</p>
	議長	<p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。第10号議案1番及び2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第10号議案1番及び2番については原案のとおり許可いたします。 〔坂本委員入室〕</p>
	<p>議長</p> <p>※事前配布資料</p>	<p>日程第3 第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 先ほどと同様に質疑から入りたいと思います。</p> <p>※1番の申請地及び土地の利用につきましては、議案書9ページの位置図、10ページの付近の状況図、11ページの太陽光モジュール配置図をご確認ください。 申請地の現況については少し草が生えはじめているような状態でしたが、管理はされているようでした。申請にあたり、事業計画、資金計画、見積等すべて適正にそろっておりましたので申請を受理いたしました。</p> <p>※2番の申請地及び土地の利用につきましては、議案書12ページの位置図、13ページの付近の状況図、14ページの太陽光モジュール配置図をご確認ください。 申請地の現況については、土地の南側はきれいに管理されておりましたが、北側には大きな木が数本生えており、遊休農地のような状態でした。申請にあたり、事業計画、資金計画、見積等すべて適正にそろっておりましたので申請を受理いたしました。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第4 第12号議案 神川町農用地利用集積計 画(案)について	議 長	それでは、1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 [質疑なし]
	議 長	無いようなので採決に移ります。第11号議案1番について、賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手]
	議 長	全員賛成ということで、第11号議案1番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。
	議 長	つづいて2番について審議します。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 [質疑なし]
	議 長	無いようなので採決に移ります。第11号議案2番について、賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手]
	議 長	全員賛成ということで、第11号議案2番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。
	議 長	日程第4 第12号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について を議題とします。 4番須川委員が議事参与の制限に該当しますので別室で待機をお願いします。 [須川委員退室]
	議 長	こちらも事前に説明資料が配布されていますので、質疑から入りたいと思います。
※事前説明資料	※申請番号1～19及び47・48は新規設定、申請番号20～42は再設定(契約更新)、申請番号43～46は〇〇(株)による期間借地(11月～)となります。 受人が町外の案件等について説明いたします。(再設定については省略いたします) ・申請番号3:受人は〇〇地区で植物の販売店を営んでおり、多肉植物や熱帯植物を生産・販売しております。	

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>6番坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>11番中井委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請番号5・6：受人は現在〇歳で、叔父さんが梨農家だったこともあり、梨畑を借りて新たに梨栽培を始めるとのことです。 ・申請番号7：受人は現在〇歳で、認定新規就農者として農業経営を開始しました。 ・申請番号16：〇〇町を拠点にしている〇〇（株）が町内で農業生産を始めました。 ・申請番号17：受人は建設業を営んでおりますが、農業にも携わりたいとのことで、〇〇地内で銀杏を作っていた方から引き継ぐ形で、農業を行うとのことでした。 ・申請番号18：受人は現在〇歳で、昨シーズンは梨農家のもとで指導を受け、今シーズンから梨栽培を始めるとのことです。 <p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>3番の受人は経営面積が入っていませんが、この方は経営を行っているのですか。</p> <p>経営面積が入っていない方は、新規就農の方や従来の契約期間が切れてしまっている方などです。台帳上で経営の確認ができないため、実際は経営を行っていても空欄となっております。</p> <p>3番の賃借料は他の案件と比べてかなり高いようですが、間違いはないですか。</p> <p>こちらはビニールハウス等の設備込みの料金となっているため高くなっているようです。</p> <p>ほかにご意見等ありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第12号議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第12号議案については原案のとおり承認します。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第13号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	<p>議長</p> <p>※事前説明資料</p> <p>議長</p> <p>6番坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>6番坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>[須川委員入室]</p> <p>日程第5 第13号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。説明資料が配布されていますので、質疑から入りたいと思います。</p> <p>※今回の案件は、返されてしまった農地について、別の担い手に再配分するといったものです。35ページの左が権利設定を受ける担い手、中央は現在権利設定を受けていて今後解約をする担い手です。空欄の筆については、すでに解約が済んでいるところです</p> <p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>2番の中央が空欄となっていますが、解約されているのはどういう状況でしょうか。</p> <p>すでに解約がされ、公社管理の扱いとなっております。</p> <p>公社はどのくらい管理をしてくれるのですか。</p> <p>解約から最長2年間は管理していただけます。その間に新たな借り手が見つければその方に貸し出され、2年間見つからなければ所有者に返却されます。なお、借り手がない期間の地代は公社から支払われることになります。</p> <p>ほかにご意見等ありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第13号議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>[全員挙手]</p> <p>全員賛成ということで、第13号議案については原案のとおり承認します。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。 ご協力ありがとうございました。</p>